

制度改正により、令和6年12月2日以降は、従来の保険証は発行されなくなり、マイナ保険証（保険証の利用登録をしているマイナンバーカード）の利用を基本とする仕組みとなりました。

下記フローチャートにて、送付物を御確認ください。

